

山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金は、市町村が実施する高齢者地域支え合い活動が円滑かつ効率的に実施されることを促進するために、一般社団法人山梨県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）が実施する高齢者地域支え合い活動促進事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この補助金は、「山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業実施要綱」に基づき県老連が実施する事業を交付の対象とする。

(交付基準)

第3条 この補助金は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、別紙様式1による申請書を、知事の定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次の各号によるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（別紙様式2）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、事業実施計画書（様式2）の事業区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式3による事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかなければな

らない。

(補助金の交付)

第6条 この補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いをすることができる。

2 県老連は、補助金の概算払いを受けようとするときは、別紙様式4による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 この補助金の実績報告は、別紙様式5による事業実績報告書を、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

附 則

(適用)

1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

(高齢者友愛活動推進・啓発事業補助金交付要綱の廃止)

2 平成7年10月27日付け長第10-32号山梨県厚生部長通知「高齢者友愛活動推進・啓発事業補助金交付要綱」は廃止する。

3 この要綱は、平成21年7月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から施行する。

別 表

1 基準額	2 対象経費
知事が必要と認めた額	高齢者友愛実践活動促進事業の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(別紙様式1)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(一社) 山梨県老人クラブ連合会
会長

令和 年度山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金
交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1.申請金額 金 円
- 2.添付書類
 - (1) 補助金所要額調書(様式1)
 - (2) 事業実施計画書(様式2)
 - (3) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

様式1

山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金所要額調書

(単位:円)

対象経費 実支出予定額 A	基準額 B	県補助基本額 C	県補助所要額 D	備考

- (注) 1. B欄には、本要綱の基準額(毎年度知事から通知)を記入する。
2. C欄には、A欄とB欄とを比較して少ない方の額を記入する。
(ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる)

高齢者地域支え合い活動促進事業実施計画書

組織に関する事項	実施主体		
	所在地		
	事務局の組織		
	事業推進体制		
	ア 委員会 (人、)	構成団体:	()
イ 部会 (人、)	構成団体:	()	
ウ 事務局担当者 (人、)	氏 名:	()	
エ その他 (人、)	構成団体:	()	
事業計画内容及び所要額			
事業区分及び事業内容	対象経費実支出予定額		(単位:円)
	経費区分	積算内訳	金額
1.			
	小 計		0
2.			
	小 計		0
3.			
	小 計		0
4.			
	小 計		0
5. 事務費			
	小 計		0
		合 計	0

※事業内容については、実施予定日、実施予定場所、参加者予定数など、できるだけ詳細に記入すること。

(別紙様式2)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(一社) 山梨県老人クラブ連合会
会長

令和 年度山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金
事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により、交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更したいので、山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、申請します。

- 1 変更理由 (変更を必要とする理由を簡潔に記載)
- 2 添付書類
 - (1) 補助金所要額調書(様式1)
 - (2) 事業実施計画書(様式2)
 - (3) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

(別紙様式3)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(一社) 山梨県老人クラブ連合会
会長

令和 年度山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金
事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあったこの
ことについて、次の理由により中止(廃止)したいので、山梨県高齢者地域支
え合い活動促進事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、申請します。

1 中止(廃止)の理由

2 添付書類

- (1) 申請時までの事業の進行状況(事業実績報告書の様式を準用のこと)
- (2) その他参考資料

(別紙様式5)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(一社) 山梨県老人クラブ連合会
会長

令和 年度山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた山梨
県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金に係る事業実績について、山梨県
高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次の
とおり報告します。

- 1 補助金精算書(様式1)
- 2 事業実績報告書(様式2)
- 3 歳入歳出決算書(見込書)抄本

様式 1

山梨県高齢者地域支え合い活動促進事業費補助金精算書

(単位:円)

対象経費 実支出額 A	基準額 B	県補助金基本額 C	県補助所要額 D	交付決定額 E	県補助金 受入済額 F	差引過不足額 (F-D) G

(注) 1 B欄には、本要綱の基準額(毎年度知事から通知)を記入する。

2 C欄には、A欄とB欄とを比較して少ない方の額を記入する。
(ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる)

高齢者地域支え合い活動促進事業実績報告書

組織に関する事項	実施主体		
	所在地		
	事務局の組織		
	事業推進体制		
	ア 委員会 (人、)	構成団体:	()
イ 部会 (人、)	構成団体:	()	
ウ 事務局担当者 (人、)	氏名:	()	
エ その他 (人、)	構成団体:	()	
事業実施内容及び支出額			
事業区分及び事業内容	対象経費実支出額		(単位:円)
	経費区分	積算内訳	金額
1.			
	小計		0
2.			
	小計		0
3.			
	小計		0
4.			
	小計		0
5.			
	小計		0
		合計	0

※事業内容については、実施日、実施場所、参加者数など、できるだけ詳細に記入すること。